

薬生食輸発1029第4号  
令和3年10月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(野菜の2-クロロエタノール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年10月29日付け薬生食輸発1029第2号)に基づき実施しているところである。

今般、検疫所における検査の実施体制が整ったことから、同通知の別表第8に下記を追加することとしたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

記

別表第8中、

No.	検査項目	畜水農産食品及びその加工品					
		野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
4	2-クロロエタノール						

を

No.	検査項目	畜水農産食品及びその加工品					
		野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
4	2-クロロエタノール	—					

に改める。